

防装庁（事）第291号
30 . 8 . 8
一部改正 防装庁（事）第132号
31 . 4 . 1

各 幕 僚 長 殿
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。
なお、防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等の利用に関する手続について（防経航第4584号。23. 4. 13）は廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、防衛省が研究、開発又は請負契約による製造等（以下「開発等」という。）を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 装備品、船舶、航空機又は需品をいう。
- (2) 技術資料等 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）第2条第1号に規定する研究委託契約若しくは同条第2号に規定する研究委託性のある請負契約に基づく研究開発、同条第3号に規定する試作契約に基づく試作、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第2条第6号に規定する装備品等の研究又は同条第7号に規定する装備品等の開発から得られた技術上の成果（文書、図面又は図表に表

すことができるものに限りに、特許権、実用新案権及び意匠権に係るものを除く。)のうち、防衛省が保有するものであって、公にしないこととされているものをいう。

- (3) 部外転用 営利を目的とする会社その他の団体（以下「企業」という。）が技術資料等を利用して防衛省以外の者のために装備品等を開発し、製造し、又は販売することをいう。
- (4) 部外転用契約 技術資料等の利用に対する対価（以下「利用料」という。）の支払その他必要な事項に関し、部外転用を行うことについての申請（以下「部外転用申請」という。）の承認（第6項第1号に規定する防衛大臣の承認をいう。）を得た企業との間で締結する契約をいう。
- (5) 部外転用装備品等 部外転用を行う装備品等をいう。
- (6) 販売先 企業が部外転用装備品等を販売する相手をいう。
- (7) 外国政府等 外国の政府又は国際機関をいう。
- (8) 利用に関する取決め 部外転用契約を締結するに当たり、部外転用装備品等及びこれに係る技術資料等の適切な管理を確保するため、販売先との間で締結する取決めをいう。
- (9) 防衛装備庁長官等 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官をいう。
- (10) 幕僚長 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (11) 特定秘密 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。
- (12) 秘 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第16条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第16条第1項に規定する秘をいう。
- (13) 部内限り及び注意 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27。以下「取扱い注意文書等通達」という。）第2第1項に規定する部内限り及び注意をいう。

3 企業開示申請に係る手続

防衛装備庁長官は、企業から部外転用のために当該企業に対して技術資料等を開示することについての申請（以下「企業開示申請」という。）があった場合は、次に掲げる事項を記載した書面及び技術資料等の利用料を支払うことに同意する旨の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 当該企業の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 技術資料等を利用する部外転用装備品等の名称
- (3) 用途及び利用計画
- (4) 技術資料等の開示を求める期間
- (5) 開示を希望する技術資料等の名称
- (6) その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

4 第三者開示申請に係る手続

防衛装備庁長官は、企業から部外転用のために第三者に対して技術資料等を開示することについての申請（以下「第三者開示申請」という。）があった場合は、次に掲げる事項を記載した書面及び技術資料等の利用料を支払うことに同意する旨の書面（前項の企業開示申請が行われなかった場合に限る。）の提出を求めるものとする。

- (1) 当該企業の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 当該第三者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 技術資料等を利用する部外転用装備品等の名称
- (4) 用途及び利用計画
- (5) 技術資料等の開示を求める期間
- (6) 開示を希望する技術資料等の名称又は編集物の写し
- (7) その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

5 部外転用申請に係る手続

防衛装備庁長官は、企業から部外転用申請があった場合は、次に掲げる事項を記載した書面及び利用に関する取決めを締結することに同意する旨の販売先からの書面の提出を求めるものとする。ただし、第7項第3号の規定により利用に関する取決めを締結しない場合は、この限りでない。

- (1) 当該企業の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 予定する販売先及び販売数量
- (3) 部外転用を希望する部外転用装備品等の名称
- (4) 用途及び利用計画
- (5) 技術資料等の開示を求める期間
- (6) 部外転用を行わない器材及び部位の名称
- (7) 共同開発を行おうとする企業及び下請企業の名称
- (8) その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

6 企業開示申請等の承認

- (1) 防衛大臣は、部外転用装備品等の名称が既にこの号に規定する防衛大臣の承認を得た企業開示申請と同一である企業開示申請を除く企業開示申請又は部外転用申請があった場合は、取扱い注意文書等通達第6に規定する許可を得たものについて、これを承認するものとする。
- (2) 防衛装備庁長官は、部外転用装備品等の名称が既に前号に規定する防衛大臣の承認を得た企業開示申請に係るものと同様である企業開示申請又は第三者開示申請があった場合は、取扱い注意文書等通達第6に規定する許可を得たものについて、これを承認するものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、防衛大臣又は防衛装備庁長官は、第3項から第5項までの申請に係る技術資料等が次のいずれかに該当するときは当該申

請を承認しないものとする。ただし、当該事項を容易に区分して除くことができるときは、当該事項を除いた部分につき承認することができる。

ア 申請に係る部外転用装備品等以外の装備品等に関する事項が含まれているとき（当該事項が申請に係る部外転用装備品等に関する事項と共通するものであるときを除く。）。

イ 特定秘密に指定された情報が含まれているとき。

ウ 秘に指定された情報が含まれているとき。

エ その利用が防衛省の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4) 前号の規定にかかわらず、同号イ又はウに該当する場合であっても、次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の中欄に掲げる技術資料等について同表の右欄に掲げる場合には、防衛大臣は、当該申請を行う企業がそれぞれ当該中欄に掲げる特定秘密又は秘の保護に関する規定を含む契約を防衛装備庁長官と締結したときは、当該申請を承認することができる。

<p>企業開示申請 （当該企業開示申請において部外転用を希望する部外転用装備品等の名称が既に承認（第1号に規定する防衛大臣の承認をいう。）を得た企業開示申請に係るものと同一である企業開示申請を除く。）</p>	<p>第3号イに該当する特定秘密を含む技術資料等</p>	<p>申請を行う企業に当該申請に係る特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。以下「特定秘訓令」という。）第2条第2号に規定する特定秘密文書等（以下単に「特定秘密文書等」という。）に当たる技術資料等を交付し、若しくは当該技術資料等に含まれる特定秘密を伝達するための特定秘訓令第35条第2項に規定する承認を得た場合又は申請を行う企業に当該申請に係る防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号。以下「特定秘庁訓令」という。）第2条第2号に規定する特定秘密文書等に当たる技術資料等（以下「庁特定秘密文書等」という。）を交付し、若しくは当該技術資料等に含まれる特定秘密を伝達するための特定秘庁訓令第35条第2項に規定する承認を得た場合</p>
	<p>第3号ウに該当する秘を含む技術資料等</p>	<p>申請を行う企業に当該申請に係る技術資料等に含まれる秘密を伝達し、又は送達するための省秘訓令第32条第1項又は秘庁訓令第33条第1項に規定する許可を受けた場合</p>
<p>部外転用申請</p>	<p>第3号イに該当する</p>	<p>申請に係る販売先たる外国政府等に当該申請に係る特定秘密文書等に当たる技術資料等を交付し、若しくは当該技術資料等に含まれる特定秘密を伝達する</p>

特定秘密を含む技術資料等	ための特定秘訓令第38条第1項に規定する承認を得た場合又は申請に係る販売先たる外国政府等に当該申請に係る庁特定秘密文書等に当たる技術資料等を交付し、若しくは当該技術資料等に含まれる特定秘密を伝達するための特定秘庁訓令第38条第1項に規定する承認を得た場合
第3号ウに該当する秘を含む技術資料等	申請に係る販売先たる外国政府等に当該申請に係る技術資料等に含まれる秘密を伝達し、又は送達するための秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（防防調第4607号。19.4.27）第36第2項又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（装装制第53号。27.10.1）第35第2項に規定する承認を得た場合

(5) 第3号の規定にかかわらず、第2号に規定する企業開示申請に係る技術資料等が第3号イ又はウに該当する場合であっても、次に掲げる技術資料等の区分に応じ、それぞれ次に定める場合には、防衛装備庁長官は、当該申請を行う企業がそれぞれ特定秘密又は秘の保護に関する規定を含む契約を防衛装備庁長官と締結したときは、当該申請を承認することができる。

ア 第3号イに該当する特定秘密を含む技術資料等 申請を行う企業に当該申請に係る特定秘密文書等に当たる技術資料等を交付し、若しくは当該技術資料等に含まれる特定秘密を伝達するための特定秘訓令第35条第2項に規定する承認を得た場合又は申請を行う企業に当該申請に係る庁特定秘密文書等に当たる技術資料等を交付し、若しくは当該技術資料等に含まれる特定秘密を伝達するための特定秘庁訓令第35条第2項に規定する承認を得た場合

イ 第3号ウに該当する秘を含む技術資料等 申請を行う企業に当該申請に係る技術資料等に含まれる秘密を伝達し、又は送達するための省秘訓令第32条第1項又は秘庁訓令第33条第1項に規定する許可を受けた場合

7 利用に関する取決めの締結等

(1) 防衛装備庁長官は、部外転用申請の承認後、部外転用を実施するに当たって販売先と次の各号に掲げる事項を含む利用に関する取決めに締結するものとする。

ア 販売先は、部外転用装備品等及びこれに係る技術資料等を第5項第4号の用途以外の用途に使用してはならないこと。

イ 販売先は、部外転用装備品等を第三者に移転してはならないこと。

ウ 販売先は、部外転用装備品等及びこれに係る技術資料等の適切な管理を

確保するために必要な措置をとること。

エ 販売先は、部外転用装備品等又はこれに係る技術資料等を第三者に使用させようとするときは、あらかじめ防衛装備庁長官の承認を受けること。

オ その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

(2) 防衛装備庁長官は、部外転用契約の締結後、販売先から前号エに規定する承認の申請があったときは、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとし、防衛省の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を除き、これを承認するものとする。

ア 当該販売先の名称並びに代表者の氏名及び住所

イ 当該第三者の名称並びに代表者の氏名及び住所

ウ 当該第三者に使用させようとする部外転用装備品等の名称又はこれに係る技術資料等の名称若しくは編集物の写し

エ 用途及び利用計画

オ 当該第三者に部外転用装備品等又はこれに係る技術資料等を使用させようとする期間

カ その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

(3) 前2号の規定は、販売先が外国政府等の場合であって、当該政府等との間で部外転用装備品等及びこれに係る技術資料等の移転に関する国際約束（当該部外転用装備品等及び技術資料等が、我が国の同意を得ないで、我が国との間で合意をした用途以外の用途に使用され、又は第三者に移転されることがないようにするための規定を有するものに限る。以下単に「国際約束」という。）が締結されているときには、適用しない。

8 幕僚長との協議

防衛装備庁長官は、第3項から第5項まで又は前項第2号の書面の提出があったときは、当該書面に係る部外転用装備品等を部隊の使用に供している陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務を監督する幕僚長に協議するものとする。

9 部外転用契約の締結

(1) 防衛装備庁長官は、利用に関する取決めの締結後（第7項第3号の規定により利用に関する取決めに締結しない場合にあつては、部外転用申請の承認後であつて、国際約束の締結後）、企業と部外転用を実施するに当たって次の各号に掲げる事項を含む部外転用契約を締結するものとする。

ア 部外転用装備品等及びこれに係る技術資料等の適切な管理を確保するために必要な事項（部外転用装備品等及びこれに係る技術資料等が第6項第3号イ又はウに該当する場合にあつては、防衛省による特定秘密又は秘の指定及び政府間の経路による部外転用装備品等の外国政府等への引渡しに係る措置を含む。）

イ 技術資料等の利用料に関する事項

ウ その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

- (2) 部外転用契約の内容に関する基準は、次号に掲げるものを除き、防衛装備庁長官が定める。
- (3) 部外転用契約を締結した企業から利用料の納付を求める期間は、納付した利用料の累計額が当該部外転用契約に係る装備品等の開発費用を上回るまでの期間又は当該部外転用に係る最初の契約締結の日から起算して20年を経過するまでの期間のいずれか短い期間とする。

1 0 企業開示申請に係る承認の特例

防衛装備庁長官は、第3項に規定する企業開示申請を行い、第6項に規定する承認を得た企業が、当該承認に係る第3項第4号に規定する期間（以下この項において「企業開示期間」という。）の延長を希望する場合であって、次に掲げる事項を記載した書面を提出したときは、企業開示期間を延長することができる。この場合においては、第6項に規定する承認は要しない。

- (1) 当該企業の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 技術資料等を利用する部外転用装備品等の名称
- (3) 用途及び利用計画
- (4) 技術資料等の開示を求める新たな期間
- (5) 開示を希望する技術資料等の名称
- (6) 前回開示申請の承認を得た際に提出した書面及び承認文書
- (7) その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

1 1 関係部局間の協力

- (1) 関係部局は、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続の実施に関し、相互に協力するものとする。
- (2) 関係部局は、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等であって、保存期間が満了したものについて、当該技術資料等に係る第6項の規定により承認された企業開示申請、第三者開示申請若しくは部外転用申請の技術資料等の開示を求める期間の満了の日又は第7項第1号の規定により締結された利用に関する取決め若しくは第9項第1号の規定により締結された部外転用契約の期間の満了の日のうち最も遅い日までの間は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第9条第2項の定めるところに従い、保存期間及び保存期間の満了する日を延長することとする。

1 2 委任規定

本通達に定めるもののほか、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官等がそれぞれの所掌事務に属する事務について定める。

附 則

この通達による廃止前の防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等の利用に関する手続について（防経航第4584号。23.4.13。以下「旧通達」という。）第6項の規定によりされた開示申請、公開申請若しくは民間転用申請の承認であって旧通達第9項第1号の規定による民間転用契約が締結された航空機等（以下「民転航空機等」という。）に係るもの、旧通達第7項第1号の規定により締結された利用に関する取決め又は旧通達第9項第1号の規定により締結された民間転用契約については、当該承認、利用に関する取決め又は民間転用契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有するものとし、当該民転航空機等に係る旧通達第6項の規定による申請及び承認、旧通達第7項第3号の規定による承認、旧通達第8項の規定による協議及び旧通達第10項の開示期間の延長については、なお従前の例による。